

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 杵築市 (都道府県: 大分県)
 本事業の担当部署名 協働のまちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	杵築市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,500,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少・少子化対策の取組みとして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の増加を目標に子育て支援等の充実や婚活支援等の取組みを行ってきました。しかし令和4年の婚姻数62件、出生数125人、合計特殊出生率1.38といずれも減少に歯止めがかからない状況となっています。結婚・出産・子育てと切れ目のない支援を行い、経済的支援とともに子育て環境を整えることで、さらに少子化対策を進める必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 杵築市では幼稚園料・保育料の完全無償化や高校生までの医療費無償化、小学校・中学校の入学時の経済支援など杵築独自の子育て支援施策に取り組み、子育て環境の充実を図ってきました。出産から子育てに関する支援は充実しているものの、その前段階である結婚・新婚生活の段階における支援が乏しい状況である。</p> <p><本個別事業の位置付け> 経済的に不安を抱え、結婚に踏み切れない若者に対し、新婚生活への経済的支援を行うことで、結婚の希望をかなえ市内での安定した生活を支え、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることにつながり、切れ目のない取り組みとなり、より効果的な少子化対策を推進することができる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込	27	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち					
ともに29歳以下	18	世帯			
その他	9	世帯			

【世帯数積算根拠】

- ・29歳以下世帯数 ①62件×②39.3%×④75.3%=18世帯
- ・39歳以下世帯数 ①62件×③39.3%×⑤36.4%=9世帯(夫婦共29歳以下世帯を除く)
- ①人口動態統計における令和4年杣築市婚姻件数 62件
- ②人口動態統計における令和4年に結婚生活に入った夫婦とも29歳以下の割合39.3%
- ③人口動態統計における令和4年に結婚生活に入った夫婦とも39歳以下(②を除く)の割合39.3%
- ④国民生活基礎調査の世帯主の年齢別世帯所得金29歳以下500万円未満の割合75.3%
- ⑤国民生活基礎調査の世帯主の年齢別世帯所得金30歳台500万円未満の割合36.4%

(参考)

【令和5年度申請状況】	未実施
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	18 世帯 × 600,000 円 =	10,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	9 世帯 × 300,000 円 =	2,700,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

市公式ウェブサイトや市報を活用して広報するとともに、婚姻届提出窓口において対象者に対しチラシを配布し周知を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生数		人	125 (令和6年)	125 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.38 (令和4年)	
	婚姻件数		件	62 (令和4年)	
	婚姻率			2.3 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60		
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60		
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県や県内市町村と連携し、オンライン婚活セミナー等の取組みや情報交換を行い、結婚支援や少子化対策の取組みを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。